

■ 沖縄県受入被災者支援見舞金給付事業

(目的)

東北地方太平洋沖地震による被災者で、沖縄県内に避難(1ヶ月以上居住・滞在予定)してきた世帯に対して、支援見舞金を支給することにより、被災者の自立の促進と福祉の向上を図ることを目的とする。

給付金額20万円(※ 但し、単身者については10万円)
○1 世帯1 回限りの交付となります。

対象者

震災等の影響により、沖縄県内に避難し、当分の間(1ヶ月以上)県内において居住・滞在する者で、①又は②に該当する世帯

- ①[岩手県、福島県、宮城県]地震や津波により、住居が半壊や全壊し、り災証明書を有する者
- ②[福島県]原子力災害による避難・屋内退避の指示対象区域(平成23年4月21日以前の指定区域)又は平成23年4月22日新たに指定された計画的難・緊急的避難準備対象区域に居住し、被災証明書を有する者

申込先

- 避難先の市町村社会福祉協議会の窓口

申込期間

- 平成23年4月26日(火)～平成23年6月30日(木)まで

申込に必要な書類

- り災証明書・被災証明書(福島県に限る)及び本人確認及び被災地に住所を有していることを確認できる書類(運転免許証など)
- 印鑑
※ 準備できない場合も相談に応じる。

送金等

- 指定の金融機関口座(本人名義に限る)への振り込みを原則とする。
※ 金融機関の口座使用ができない場合も相談に応じる。

その他

- 併せて、生活福祉資金(貸付)を申し込むことも可能。(原則10万円以内)

・審査の結果、給付を行わないこともある。また、不正な手段や虚偽の申請により給付を受けた場合は返還を命ずることがある。

■問い合わせ先 避難先の市町村社会福祉協議会